

# 札幌市交通局電力調達契約事務取扱要領

平成 28 年 6 月 16 日	管理者決裁
平成 29 年 4 月 17 日	一部改正
令和 2 年 7 月 2 日	一部改正
令和 4 年 8 月 9 日	一部改正
令和 5 年 1 月 30 日	一部改正
令和 5 年 7 月 11 日	一部改正
令和 8 年 4 月 6 日	一部改正

## 目 次

第 1 章	総則（第 1 条－第 8 条）
第 2 章	一般競争入札の手続き（第 9 条）
第 3 章	随意契約の手続き（第 10 条－第 12 条）
第 4 章	入札等情報の公表（第 13 条・第 14 条）
第 5 章	補足（第 15 条－第 16 条）
附 則	

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この要領は、札幌市交通局が調達する電力に係る契約（以下「電力調達契約」という。）の事務の処理について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### （契約の方法）

第 2 条 電力調達契約は、一般競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

2 前項の随意契約は、第 3 条又は第 4 条の規定に該当する場合に限り、これによることができる。

#### （指名見積合せ）

第 3 条 予定価格が 200 万円以下であるときは、3 人以上から見積書を徴し、

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする指名見積合せの方法により契約を締結することができる。

(特定随意契約)

第4条 次の各号の一に該当するときは、特定者を相手方とする随意契約（以下「特定随意契約」という。）の方法により契約を締結することができる。

- (1) 一般競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (2) 一般競争入札に付し落札者が契約を締結しないとき。
- (3) 予定価格が20万円未満のとき。
- (4) 調達の手数が1者に特定される時。
- (5) 適切な予定使用電力量が見込めず、競争入札に適しない時。
- (6) その他事業管理部長が特に認めるとき。

2 前項第1号の規定により特定随意契約による場合は、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第2号の規定により特定随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 第1項第3号から第6号の規定により特定随意契約による場合は、相手方の供給約款に基づくものとする。ただし、当該供給約款にない条件を定める場合はこの限りではない。

(総務課長への契約締結依頼)

第5条 課長等（担当課長、教習所長及び指令所長を含む。以下同じ。）は、予定価格が20万円以上の電力調達契約に関し、調達伺の決裁が終了したときは、当該調達伺に必要なその他書類を添付し、電力調達契約に関する事務を総務課長に依頼しなければならない。ただし、前条第4項に規定する相手方の供給約款に基づく調達伺及び第6条に規定する調達伺についてはこの限りではない。

2 総務課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該依頼に係る電力調達契約を締結するとともに、総務課において当該契約に係る調達伺に係る書類を添付して、当該依頼をした課長等に送付する。

(契約の更新)

第6条 特定随意契約の方法により契約したものは、履行期間の満了後に同一条件での契約更新を可能とする定めがある場合であって、次期契約が第4条第1項第3号から第6号のいずれかに該当する場合に限り、各課長等において契約の更新を行うことができる。

(長期継続契約)

第7条 電力調達契約は、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約により契約を締結するものとする。

2 札幌市交通局物品・業務契約等事務処理要領（平成24年12月25日事業管理部長決裁。以下「事務処理要領」という。）第29条の規定は、前項の長期継続契約を締結する場合について準用する。

(検査員等)

第8条 検査員は、課の庶務担当の係長（これに準ずる者を含む。）をもって充てる。ただし、検査員に事故がある場合は、課長等が所属職員のうちから指名する職員（原則、係長職とする。）が当該検査員の事務を代理する。

2 課長等は、履行検査に立ち合わせるため、予定価格が20万円未満の場合を除き、履行検査ごとにその所属職員のうちから立会人を1人指名する。

3 電力調達契約における履行検査は、支払いの対象となるそれぞれの期間ごとに行い、履行検査終了後は速やかに課長等に報告する。

## 第2章 一般競争入札の手続き

(一般競争入札の手続き)

第9条 電力調達契約を一般競争入札の方法により締結しようとするときは、調達伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

(1) 仕様書及び仕様書別記一覧

(2) 積算根拠書類

(3) その他必要と認める書類

2 一般競争入札の執行手順は、この要領に特別の定めがある場合を除き、事務処理要領第3条から第12条、第15条及び第16条の規定を準用する。

### 第3章 随意契約の手続き

#### (随意契約の相手方)

第10条 随意契約の方法により締結する契約の相手方は、札幌市交通局競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月26日管理者決裁）第8条第1項に規定する札幌市交通局競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者とする。

#### (指名見積合せの手続き)

第11条 電力調達契約を指名見積合せの方法により締結しようとするときは、調達伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

- (1) 仕様書及び仕様書別記一覧
- (2) 積算根拠書類
- (3) その他必要と認める書類

2 指名見積合せの執行手順は、この要領に特別の定めがある場合を除き、事務取扱要領第24条、第45条及び第48条の規定を準用する。

#### (特定随意契約の手続き)

第12条 電力調達契約を特定随意契約の方法により締結しようとするとき（第6条で規定する契約の更新を行う場合を含む。）は、調達伺に、次の各号に掲げる書類を添付して決裁を受けるものとする。

1 要領第4条第1項第1号及び第2号に基づく特定随意契約の場合

- (1) 仕様書及び仕様書別記一覧
- (2) 積算根拠書類
- (3) その他必要と認める書類

2 要領第4条第1項第3号、第4号、第5号及び第6号の場合

- (1) 積算根拠書類
- (2) 供給約款（第4条第4項ただし書きの調達契約を除く。）
- (3) その他必要と認める書類

3 特定随意契約の方法により契約を締結するときは、第4条第4項ただし書きの調達を除き、予定価格調書の作成を省略することができる。

4 調達伺の決裁が終了したときは、速やかに相手方に対して、電力調達契約に係る申込みを行う（総務課への契約締結依頼を除く。）ものとし、相手方

より契約の締結を証する書面の交付を受けたときは、速やかに課長等まで供覧する。

- 5 総務課への契約締結依頼を行う特定随意契約については、事務取扱要領第37条第1項及び同項第3号並びに第4号の規定を準用する。
- 6 前項の規定による特定随意契約は特定者から見積書を徴するものとし、この場合においては、事務取扱要領第20条の規定に準じて見積の参加者への通知を行う。
- 7 第4項の規定は、第6条で規定する契約の更新を行う場合には適用しない。

#### 第4章 入札等情報の公表

(入札等情報の公表)

第13条 電力調達契約（政府調達対象契約を除く。）に係る入札等情報の公表に関する手続きについては、札幌市交通局物品・業務契約に係る入札等情報の公表に関する事務処理要領（平成25年12月27日管理者決裁。以下「公表要領」という。）の規定の例による。

(政府調達対象契約)

第14条 政府調達対象契約に係る入札等情報の公表その他の取り扱いについては、公表要領、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第11号）で規定する特定調達契約の手順の例による。

#### 第5章 補則

(契約の様式)

第15条 電力調達契約の事務を処理するうえで必要な様式については、別記に定めるもののほか、札幌市交通局物品・業務契約事務様式基準（平成24年12月20日総務課長決裁）によるものとする。

(委任)

第16条 この要領の実施に関し必要な事項は、事業管理部長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年6月16日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年6月17日以後に契約に係る手続きを開始するものについて適用する。
- 3 この要領の施行の際、現に電力の供給を一般送配電事業者から受けているものについては、この要領の規定に基づき契約を締結し、又は更新したものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月17日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月2日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月10日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。ただし、施行日前に行われた告示その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるもの、及び施行の日以後に締結した契約で履行の開始が令和5年3月31日以前のものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月11日から施行する。
- 2 改正後の別記様式の規定は、施行の日以後に告示その他の契約申し込みの

誘引を行うものについて適用し、同日前に告示その他の契約の申し込みの誘引を行うものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年4月6日から施行する。
- 2 改正後の別記様式の規定は、施行の日以後に告示その他の契約申し込みの誘引を行うものについて適用し、同日前に告示その他の契約の申し込みの誘引を行うものについては、なお従前の例による。